

IIA国際基準（2009年1月版）と『金融検査マニュアル』の比較研究

研究会No.24

(FSFR：IIA基準と金融規制当局ガイドラインの比較研究会)

CIAフォーラムは、CIA資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、社団法人日本内部監査協会（IIA-JAPAN）の特別研究会である。各研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。当研究報告書は、CIAフォーラム研究会No.24が、その活動成果としてとりまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。

同様に、各メンバーの所属する組織の意見を代表するものでもない。本稿が提示する内容は、1つの解釈の仕方に過ぎず、これら内容について何ら保証を与えるものではない。

当研究会は、「IIA国際基準」（内部監査の専門職的実施の国際基準）と金融庁の「検査マニュアル」との対応関係を研究している。本誌の2009年8月号に「IIA国際基準と『金融検査マニュアル』の比較研究」と題して研究報告書を発表した。その際に使用した「IIA国際基準」は、改訂前の旧基準であったため、今回2009年1月改訂版（以下、

新基準という）に合わせるべく、検討を行った。

新旧基準を比較すると、内容の明確化に主眼が置かれており、抜本的な変更はないものと思われる。しかしながら、付番の新設や表現の変更もあるため、これらの変更箇所について、旧基準に紐付けた「金融検査マニュアル」（注1）の該当箇所について、新基準に合わせた変更が必要か否かを検討するという手法を採用した。なお、研究目的に照らして、変更箇所を、「基準の新設」、「文言追加」、「基準番号等のみの変更」、「表現の変更」、「基準又は準則の削除」に分類して検討した。

新たな紐付けに関する主な内容は次のとおりである。

1010（新設）は内部監査基本規程において「内部監査の定義」、「倫理綱要」及び「基準」の、拘束的な性格を認知しておかなければならないというものであるが、金融検査マニュアルにおける、II-1-(1)①取締役の役割・責任、及びII-1-(2)①内部監査規程の整備に関する項目を紐付けしている。

1111（新設）「取締役会との直接の意思疎通」では、内部監査部門長は、取締役会に対し直接伝達し、そして直接の意思疎通を図らなければならないとされており、これに対応する項目として、II-1-(2)④(ix)、取締役会は、内部監査の結果について適時適切に報告

させる態勢を整備しているかなどを選定した。

1210. A2（表現変更及び文言追加）において、組織体が不正リスクを管理する手続について評価するための十分な知識を有することが追加されたため、Ⅱ－1－(2)④内部監査部門の態勢整備に関する（iii）と（v）を追加し、専門性を有する人材や法令違反が生じやすい業務の監査に関する箇所を追加した。

1321 『『内部監査の専門職的実施の国際基準に適合している』旨の表現の使用』は、旧基準の1330が改訂されたものであるが、内部監査部門に言及されたことに呼応して、Ⅱ－2－③内部監査の実施（i）内部監査部門は、内部監査実施要領及び内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査（例えば抜き打ちとするなど）を実施しているか、を選定した。

1322 「不適合の開示」は、旧基準の1340が改訂されたものであるが、金融検査マニュアルにおいては変更なしとした。

2110. A2（新設）は、内部監査部門は組織体の情報技術（IT）ガバナンスが、組織体の戦略や目標形成の基礎となり、支えているかどうかを評価しなければならないというものである。これに対応すべきものとして、（別紙2）Ⅰ－1－②取締役会は戦略目標としてシステム戦略方針を明確に記載しているか、（別紙2）Ⅰ－2－⑥内部監査部門はシステムリスク管理について適切に監査する態勢を整えているかを選定した。

2120. A2（新設）は、内部監査部門が不正

の発生可能性や組織体の不正リスク管理を評価すべきというものである。これに対応するものとして、法令等Ⅰ－3－(1)①法令等遵守態勢の分析・評価に関する項目を選定している。

2120. C3（新設）は、内部監査部門は実際のリスク・マネジメントに携わることによって、経営管理者のいかなる責任も負うことがあってはならないというものである。これに対するものとして、Ⅱ－1－(Ⅱ)④(iv)内部監査部門の態勢整備にある独立性の確保に関する箇所を選定している。

2430（新設）は、ⅠⅠA国際基準に適合して実施された旨の使用に関するものであり、これに対応するものとして、Ⅱ－2－③内部監査の実施と、Ⅱ－3－(2)①内部監査態勢の改善活動に関する該当箇所を選定している。

本研究報告を構成する「内部監査の専門職的実施の国際基準と金融検査マニュアルの関係解釈（Ver.5.1）」（社）日本内部監査協会ホームページ<http://www.iiajapan.com/system/CIAFORUM.htm>に掲載されているのでご参照いただきたい）は、新基準に合わせた「金融検査マニュアル」の関係解釈として利用できるようにしたものである。

内部監査の品質向上に少しでも寄与し、内部監査に従事する方々にとってお役に立てれば幸いである。

なお、本研究報告をご利用される場合は、（社）日本内部監査協会事務局まで、ご一報の上で利用されることをお願いする。

（注1）平成22年9月版を使用した。

< C I A フォーラム研究会No.24メンバー >

（順不同・敬称略）

高島 康裕	新日本有限責任監査法人（座長）	近藤登喜夫	三井生命保険株式会社
麻生 康浩	ソニー生命保険株式会社	島田 雅夫	日本興亜損害保険株式会社
植田 洋行	J A 三井リース株式会社	平岡 正和	マネックス証券株式会社
碓井 茂樹	日本銀行金融高度化センター	松井 辰樹	住友信託銀行株式会社
大島 誠	みずほ情報総研株式会社	四津 純	株式会社日本政策金融公庫